平成２３年（フ）第１５１３号
福岡市東区高美台１丁目24番５号
債務者　野中　明子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２６号
福岡県糸島市志摩師吉789番地６
債務者　渡邉　慶東
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１８号
福岡県大野城市下大利１丁目４番18号マエサキコーポＢ５号
債務者　鶴川　俊二
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２４号
福岡県古賀市中央４丁目１番15号
債務者　田中祐理子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７７号
福岡県太宰府市国分４丁目15番13号
債務者　中嶋ユリ子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９８６号
福岡市西区横浜１丁目15番２―201号
債務者　高橋真奈美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４０号
福岡市南区井尻２丁目５番22号
債務者　川邉　武子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６２号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵713番地
債務者　木村　寿義
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２１号
福岡市東区香椎１丁目18番30―103号
債務者　江藤　禎子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４３号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目８番７号
債務者　波多野和恵（旧姓家入）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２号
秋田県にかほ市平沢字鳥森３番地19
債務者　伊東　千春
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１８９号
茨城県牛久市中央２丁目11番８　メゾン牛久Ｂ102
債務者　吉増　晃俊
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
茨城県牛久市南１丁目39番地６
債務者　長塚多佳枝（旧名孝）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居448番地　笹本マンション206号
債務者　小澤　良一
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
長野市三輪５丁目７番0303号　柳町団地
債務者　和田　由香
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
長野県松本市大字島内3649番地５―203
債務者　三輪　昌司
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３１５号
福岡県小郡市二森206番地27
債務者　永利　安雄
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８０号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1094番地17
債務者　丸尾　鈴子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部